

軽自動車・バイクの登録、廃車、名義変更はお済みですか？

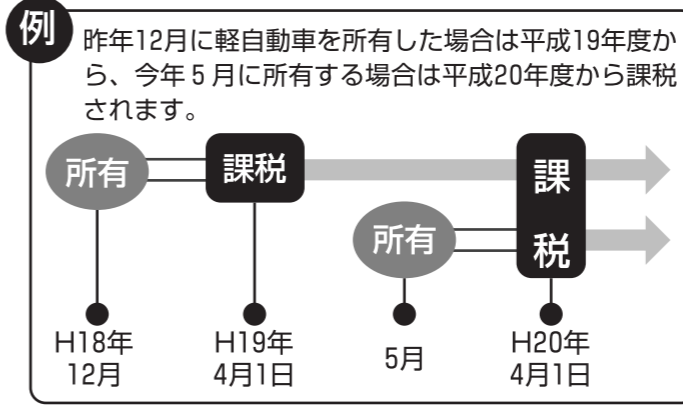


取得した場合 15日以内

廃車した場合 30日以内

軽自動車税は4月1日現在の所有者にかかります

軽自動車税は、軽四自動車バイク・トラクターなどの所有者に対して毎年4月1日を基準として課税されます。
廃車や譲渡をした車両の手続きを忘れると、平成19年度も軽自動車税が課税されますので、まだ届出を済ませられていない車両がありましたら、早急に手続きを行ってください。また、トラクターやコンバインの買い替えの場合も登録の変更手続きが必要です。



◆**手続き**
原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(コンバイン・トラクター・フォークリフト等)の登録・廃車手続きは、申告書のほか次の添付書類等が必要です。

| 購入の場合 (注1) 中古車 | 譲受の場合 | 廃車・譲渡の場合 | 右記届出を代理人がする場合 |
|----------------------|---------------------------|---------------------|--------------------------------------|
| 販売証明書 印鑑(認印可) | 譲渡証明書 廃車証明書 印鑑(認印可) | ナンバープレート 印鑑(認印可) | 右記に加え委任状 (注2) 販売業者等も 委任状が必要 |
| 添付書類等 | | | |

高島市役所税務課 ☎(25)8116
または 各支所住民課

添付書類等のうち(注1)・(注2)については、4月以降の届出から添付が必要となります。
(注1) 中古車両を購入した場合には、販売証明書と印鑑に加え「廃車証明書」の添付をお願いします。
(注2) 販売業者の方が代理人となる場合においても委任状を添付してください。

※車種によって手続場所や添付書類などが異なりますので、事前にご確認ください。

《手続場所》

| | | |
|---|--|--|
| 軽三輪・軽四輪 軽自動車検査協会 守山市木浜町2298-3 ☎077(585)7103 | 軽二輪 (125ccを超え250ccまでのもの) 小型二輪 (250ccを超えるもの) 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298-5 ☎050(5540)2064 | 原動機付自転車 (125ccまでのもの) 小型特殊自動車 市役所税務課 ☎(25)8116 または各支所住民課 |
|---|--|--|

軽自動車税の減免について

身体などに障がいがある方が所有される軽自動車は、申請することにより、軽自動車税が減免されます。

申請期間

4月2日(月)～24日(火)

○減免の対象となる方

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられ、定められた障がいの区分・程度に該当し、軽自動車の要件を満たしている方

※減免に該当する障がいの区分・程度については税務課までお問い合わせいただくか、高島市ホームページをご覧ください。

○軽自動車の要件

4月1日現在で本人または生計を同一にする方が所有している軽自動車。ただし、満18歳以上の身体障がい者、戦傷病者の方については、軽自動車の所有者が障がい者本人であること。

□減免申請手続き

次の書類を市役所税務課へ提出(提示)してください。
 ・身体障害者手帳(または、戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)
 ・運転免許証(本人が運転しない場合は、常時介護される方の運転免許証が必要です)
 ・自動車検査証
 ・印鑑(認印可)
 ・減免申請書(税務課にあります)

□平成18年度に減免を受けられた方

3月下旬に申請書を送付します。市役所税務課または支所で申請手続きができます。
 ※減免を受けられるのは、普通車・軽自動車を通じて1台のみです。
 自動車税の減免を受けられる場合は、軽自動車税の減免は受けられません。

■軽自動車税納税証明書(継続検査用)交付申請書の様式を変更しました

軽自動車税納税証明書(継続検査用)の交付申請時における申請者資格の確認方法を見直し、交付申請書の記載事項について、これまでの標識番号、所有者住所・氏名に加え、4月以降の申請からは、「車台番号(下4桁)」の記載をお願いします。
 ※車台番号の記載がない場合は、運転免許証などの本人確認書類の提示を、また代理人の場合は委任状が必要です。



問 税務課 ☎(25)8116
または各支所住民課

information 3月の国民健康保険税の納期限は3月26日(月)です。お早めに納付をお願いします。